

第2章 九州・水田野菜作地域における担い手の 存在状況と担い手育成対策

—— 福岡県三井郡北野町 ——

1. はじめに
2. 福岡県における担い手育成政策
3. 北野町における野菜作の展開
—— 多品目少量産地への転換 ——
4. 農業の担い手の存在状況
- (1) 若手農業専従者のいる経営の実態
- (2) 集落レベルでの農業担い手の存在状況
5. 市町村・農協の農業振興に向けた取り組みと担い手の育成政策
6. おわりに

1. はじめに

前回の報告⁽¹⁾に引続き、比較的農業の担い手が確保されている地域として九州をとりあげ、そこでの担い手の存在状況と担い手育成・確保対策を考察することとしよう。

今回事例として取り上げるのは福岡県南の筑紫平野にあって、水田野菜作経営を中心に専門的な農業担い手が層として確保されている北野町(三井郡)である⁽²⁾。ただし、前回とりあげて紹介した熊本県千丁町については、い草作を中心に専業農家率が50%を超え、かなり多くの専門的担い手が確保されていた状況と比較すれば、北野町はかなりの程度、専業層と兼業層と農家の分化が進んでいるといえよう。すなわち、一方で施設園芸が雇用労働も取り込んで専業層が一定の割合で展開しているが、その一方で兼業に傾斜し、土地持ち非農家も多く生み出されている状況となっているのである。

北野町の耕地は水田率92%と水田が卓越しており、従来から米麦作を中心とした営農が展開し、昭和30年代後半から水田裏作として野菜作が導入されている。その後、農家の経営の比重は野菜作に移動し、このことによって産地規模が拡大され、あわせて農業の担い手が確保されるという展開を遂げてきている。

近年、町の農業生産額のうち5割強が野菜であり、稲が3割程度となっている。

ところで、1990年農業センサス結果でも、全国的に稲作を中心とした土地利用型営農では、若年層の担い手の補充が困難な状況となっているのに対して、相対的ではあるが、園芸作では若年層を含め担い手の確保がなされている状況が示されている。そうした意味で、北野町の事例は園芸作を中心とした農業地域でどのように担い手が確保され、また問題を抱えているのかをミクロレベルで考察する素材を提供してくれることになるだろう。また、一方では、従来から展開してきた水稻作について、その担い手がどう確保されているのか(ないしは確保されていないのか)について、あわせて検討すべき素材を提供してくれる。本稿は、こうした2つの側面から担い手の存在形態と問題点をさぐっていくことにしよう。

本稿では、まず、福岡県で進められている農業振興・担い手育成方策の展開を概観し、その方向性と特徴を整理して、その中での北野町の位置づけを考察することから始めることとしよう。それを踏まえ、以降北野町での野菜作を中心とした営農の実態と展開方向について個別農家および集落レベルでの調査を整理し、これらと町、農協の農業振興・担い手育成方策の特徴について考察することとしよう。

2. 福岡県における担い手育成政策

福岡県は、平成3年3月に『福岡県農業計画』を策定したが、この中で、平成7年までに農業所得1,000万円をあげる経営として15の類型を提示している。このうち、12類型までが園芸（果樹、野菜、花卉）ないし工芸作（い草、茶）であり、次いで畜産が3類型に対して、稲作を基幹作物とした土地利用類型はわずかに1類型（10ha規模借地型、稲・麦・大豆作）に過ぎない。

多彩な園芸専業作の展開によって担い手を確保し、園芸産地の維持・拡大を図ろうとする県農政の方向性が端的に示されている。その一方で、水稻作を中心とした土地利用型経営による担い手確保問題については、園芸作と比較すればトーンの低い位置づけしか与えられていないように思われる。これと関連して、実態としても、既に青年農業者の多くは、園芸作経営を中心に配置されている状況となっている（第1表「青少年農業者（30歳以下の農業専従者）の経営部門別の配置状況」を参照されたい）。

また、県が進めている担い手関連事業について、これを稲作を中心とする土地利用型と園芸作に対する事業とをその予算規模から比較すれば、次のような格差があることが確認できる。

まず、土地利用型営農に対する最も大きい

補助事業は、事業年度が平成5年から9年度までの「農用地利用集積促進特別事業」である。この事業は、認定農業者への規模拡大助成策であり、利用権設定が30a以上の営農者に対して、10a当たり6万円の補助金を支給するものであり、市町村も1/2補助を受け持つ。予算規模は、3年度分合計で5,201万円である。

また、このほかに、3戸以上の生産者ないし生産法人でおおむね20ha以上の経営体が高性能省力施設の整備を行う場合に、1/3の補助（市町村も1/6以上の補助）を行う「21世紀土地利用型農業確立対策事業」（事業年度：平成5～7年度）、農地や高性能機械を取得し、おおむね5haに達する生産者が公庫借入れた場合に、0.5%の利子補給（市町村も0.5%の補給）を行う「土地利用型農業推進資金金融通対策事業」（事業年度：平成5～9年度）がある。それぞれ、5年度の予算規模は909万円、101万円である。

以上のように予算規模からみて、土地利用型営農に対する事業の予算規模は、さほど大きくはないといえよう。

これに対して、園芸作営農に対する事業は、どうだろうか。それまで3本だった園芸関連事業を一本化した「高収益園芸農業確立対策」（事業年度：平成4～8年度）が事業の柱をなしている。2戸以上の生産者グループに対する補助（補助率1/3ないし1/2）は、施設（ハウス等）、省力機械、園地整備、品種更新、新

表1 青少年農業者（30歳以下の農業専従者）の経営部門別配置状況（福岡県）

年 度	合 計	新規就農者	普通作	野 菜		果 実	花 卉・花 木	畜 産	特 作 (茶、い草等)
				施 設	露 地				
平成元年	1,778	125	112	428	100	408	329	204	197
〃 2年	1,602	101	88	411	86	367	285	189	176
〃 3年	1,456	83	72	414	60	327	299	160	124
〃 4年	1,277	82	60	359	52	297	264	143	102
〃 5年	1,162	64	41	343	57	261	236	118	106

出所：福岡県「農村青少年実態調査」による。

技術導入等を対象とし、このほか、農協、市町村等の組織に対する補助は、集出荷場設置、産地育成（ソフト事業）等を対象としている。農地の取得および貸借については補助の対象としないが、以上のようにこの事業は、園芸作振興補助事業のかかなりの部分をカバーしていることがわかる。なお、山間地においては採択条件をその他の地区の半分程度と緩くしている。

特筆すべきは、この事業の予算額が、5年度の単年度で10億1,000万円と大きい点である。また、後継者対策のハード事業として「チャレンジ農業支援対策事業」がある。単年度の予算規模が4,300万円であるが、後継者グループの研修、施設（ハウス等）・機械に補助（補助率は1/3）するものであるが、これまでの実績では、施設（園芸作）への補助がその中心をなしている。

以上のような最近の一連の県の農業施策から、多彩な園芸専業作の展開によって担い手を確保し、園芸産地の維持・拡大を図ろうとする県農政の方向性が示されていることが確認できるだろう。こうした県農政の中で、ここで紹介する北野町も園芸作による産地形成と担い手確保がなされているという意味では典型的な事例としての位置づけが与えられる。

ところで、通常、野菜作産地の形成は、特に九州のように国内の主要な消費市場から遠隔である場合には、主要な品目に特化する単品型の産地を形成する傾向が強く現れるのに対して、北野町の場合は、多品目少量産地を形成している点で、産地形成の形態としてはやや特異な側面をもっていることが指摘できる。次ぎにこうした特徴をもっている北野町の野菜作の展開をみてみることにしよう。

3. 北野町における野菜作の展開 —— 多品目少量産地への転換 ——

北野町の農家は、筑後川右岸にあって、1 ha

前後の中小規模経営を中心とした水田作経営を行ってきた。従来の米麦作から、昭和30年代、特にその後半から水田裏作として野菜作が導入されてきた。当時、町役場、(旧)農協、(旧)普及所がそれぞれ100メートル以内にあったことが、互いの意志の疎通を良くして、野菜産地の育成におおいに寄与したという。野菜産地の形成過程を概観すれば以下のようである。

まず、昭和42年に春夏ニンジン(トンネル作)の指定野菜産地に指定される。しかし、ニンジンは年々の価格の上下が大きく、半年に一度の収入でしか過ぎなかったこと、重量野菜で作業がきついといった事情でその後、減少していく。長崎の冬ニンジン産地が作期を後方に延ばし、産地競合が激化していったこともそれに拍車をかけている。

次いで、昭和53年には、春レタス(マルチ作)および冬レタス(トンネル作)の指定産地となる。なお、この間、平成5年に農協合併で北野町、小郡市とともに「みい農協」を形成することになる隣町の大刀洗町では、昭和46年にタマネギ、昭和53年に冬春ホウレンソウ、春ダイコン、春レタス、冬レタスが同じく指定産地となっている。

こうして、近隣の町も合わせ、野菜単品型の産地から多品目産地へと移行していくことになるのであるが、この動きを加速させたのは、昭和50年代前半から始まる施設専作周年型作物の導入であった。まず、昭和53年に5戸によるミツバの水耕栽培が開始される。その後、施設作を中心に、ありとあらゆる野菜品目の生産を手掛ける多品目少量型産地へと成長していくことになる。

現状で市場出荷している品目は120品目まで拡大しているが、代表的な品目は、パセリ、ニラ、ミツバ、サラダナ、ラディッシュ、セリ等である。これらは、いずれも施設作によって周年生産が可能な上、軽い品目であるため高齢者による作業も期待できる品目であるこ

とに特徴がある。近年では、施設規模の大きな農家が雇用労働にも依存する傾向が強まっている。個別農家レベルでは単品周年型の生産に特化する傾向が強く、主要な品目は、それぞれ特定の集落に生産団地が設けられるなど生産の集中がみられる。

ところで、昭和 50 年代後半の北野町の野菜産地の特徴を、吉田は「生活野菜を地域市場へ」と指摘して、多品目少量産地に対応する市場として県内および近隣県にある地場・地域市場との結び付きを強調した⁽³⁾。しかし、その後はむしろ「首都圏の近郊産地化」とも呼ぶべき展開をみせているといえるだろう。すなわち、近年、北野町の野菜の大半は首都圏へと出荷されているからであり、首都圏の市場からは野菜ならなんでもある品揃え産地としての高い評価を受けるに至っているからである。

その背景には首都圏近傍にあって、それまで目新しい新奇なものを含め様々な品目の生産を受け持ってきた近郊産地が衰退し、それに代わるべき産地が求められ来たことと、北野町の側も施設園芸の産地としては、いわば後発で高知県や南九州と比べれば冬期の気温が低く、従来型のいわゆる加温型の施設単品産地としての展開には必ずしも立地条件として恵まれていなかったことが挙げられるだろう。加えて、既に当初から野菜作に取り組んできた年齢階層も加齢し、重量型野菜から代わるべき軽量型の品目を見いだすべく努力を行ってきた結果が以上のような特徴ある産地形成へとつながっている。

ツマモノや芽菜といった品目の類は、少量ではあるが、比較的高価な市場価格で取引される品目としての性格を持っている。これらの品目を数多く生産し、品揃えて供給するという産地化を目指したのである。どのような品目が求められているのか、その的確な情報の把握と伝達について、農協を中心にたゆまぬ努力が続けられてきたのである。

産地としての北野町の野菜販売戦略は、こうして首都圏の市場に向けて多品目セット販売を行い、それによって各品目の高い市場価格を実現することを目指している⁽⁴⁾。

また、市場販売上の取引の形態で特徴的なのは、7、8 年前から首都圏のスーパーマーケットを需要者とする市場との予約相対取引を開始し、2～3 年前にはそのシェアが 6、7 割にまで達するに至っている点である。予約相対は、販売数量と価格とを事前に取り決めた取引であり、価格は比較的長期間にわたって一定の水準が設定されることになり、この面で産地の安定化に寄与することになっている。

いずれにしても、こうして築かれてきた産地を擁する北野町では、農業の担い手といえは野菜作の担い手を一義的に意味し、担い手対策も野菜作を中心に展開しているといっているだろう。野菜作については、既に市場の評価も固まり、そうした産地組織という傘の中であって、特に既に取り組んできた品目の生産・販売については、新たに生産者がこれに専門的に取り組んだ場合に、それによって専業農家として成り立つ農業所得を獲得させることは、比較的容易であるという。同町の農政担当および農協職員は、こうした産地組織としての自信を表明している。これからの産地維持のためには、他産業に出ている後継者の呼び戻しが必要であるし、後継者が生産を担ってくれば、それなりの所得は確保されるという見通しなのである。

以上のような産地展開を踏まえながら、具体的な農業の担い手の存在状況はどうなのだろうか。次ぎにこの点についてみてみることにしよう。

4. 農業の担い手の存在状況

(1) 若手農業専従者のいる経営の実態

北野町で実態調査を行った農家 6 戸は、いずれも同町で農業を専門的に営み、かつ 20 歳

代から40歳代の若手専従者のいる経営である。それぞれの経営の概況については、第2表に示したとおりである（農家番号は、経営面積の大きい順）。

①～③および⑤番農家が施設野菜作を中心とした経営であり、④および⑥番農家は露地野菜を中心とした経営である（⑥番農家は露地・施設複合経営）。事例の数が少ないものの、施設作は20ないし30歳代の後継者のいる農家に導入され、露地作は40歳代のやや年齢層の高い農家の経営形態である点が指摘できよう。町全体としても同様に施設作に特化した経営には、若い後継者層が確保されている状況であるという。

施設農家のうち①～③番農家は、周年雇用労働に依存し、農業粗収益も3,000万円前後と多く、いわば年雇依存型の小企業農としての性格を持っている。これに対して④～⑥番農家は家族労働だけの経営で農業粗収益も1,000万円前後である。ただし、⑤番農家は、後継者が本格的に就農してからまだ日が浅く、就農を機に施設作を導入して、今後は施設作の拡大を目指している。将来的には雇用労働

に依存することも考えられ、①～③型の営農の形態に接近していくことになる見通しである。

また、①～④番農家については、借地を含めて経営耕地面積3～5ha規模と比較的大きく、土地利用型営農の担い手としての性格をも持っている点に注目しておく必要があるだろう。

さて、以上のような点を確認して上で、それぞれの経営について、もう少し細かくみていくこととしよう。

①番農家は、20年続けた養豚からサニーレタス（露地作）を経て平成3年にサラダ菜（施設作）に転換した。後継者が、サラダ菜の導入を主張した。サラダ菜は、施設で年間5～5.5作を行い、5～8月のサラダ菜の生育の早い時期には、作業が追いつかず施設の一部にミニトマト（7a）を作付けて対応している。ほかに、露地野菜作としてサニーレタス200a（トンネル作）、キャベツ50aを行っている。これらの作物と米麦とを合わせ、農業粗収入は3,600万円であるが、サラダ菜が2,000万円までを占める。サラダ菜は雇用労働に依存する

表2 北野町調査農家の経営概況（平成4年）

農家 番号	集 落	経営耕地 面積 (借地) a	施設 ¹⁾ 面積 a	主要作物 〈販売金額の多い順、 アンダーラインは施設作〉	家族農業専従者 〈性別・年齢〉	雇用 ²⁾ 労働 人	農 業 ³⁾ 粗収益 万円
①	B	480 (230)	50	サラダナ、ミニトマト、サニーレタス	男55, 女52, 男27	4	3,600
②	A	460 (260)	63	ニラ、ハウレンソウ	男60, 女57, 男31, 女31	4	2,800
③	C	400 (200)	119	パセリ	男58, 女57, 男32, 女31	1	3,000
④	B	280 (140)	—	サニーレタス、ミニオクラ	男73, 女71, 男42, 女39	—	1,260
⑤	D	140 (30)	23	ラディッシュ、ニンジン	男50, 女50, 男23	—	1,100
⑥	E	130 (30)	—	サニーレタス、ハウレンソウ、ハクサイ	男43, 女42	—	820

注. 1) ⑥は雨よけ簡易ハウスでハウレンソウを延べ60a生産。

2) ③は別に、パセリの結束作業を6戸に委託（内職）。

3) 一部、推計による（品目別反当たりの平均的な収益に栽培面積を乗じて求めた）、米麦作等の収入を含む。

など経営費もかかり、所得率は1/3程度である。年間雇用4人はいずれも兼業農家の主婦である。

一方で土地利用型部門の状況は次のようである。借地分を合わせて、水稻を550a、ビール麦を300a生産している(稲については、全作業受託170aを含む)。借地は3戸からいずれも頼まれて行っている。1戸は花の施設農家、2戸は兼業農家である。

今後の経営については、施設を1ha規模にしてサラダ菜を拡大する計画である。その際には、あわせてサラダ菜の包装用機械の導入を行う。施設作を拡大すれば、米麦は手が回らない状況となり、露地野菜作も縮小する考えである。特に稲受託は現状でも償却費まで含むと10a当たり2万円の所得にしかならず、引き合わない。米麦作については、将来的には集落営農でサラリーマンオベに期待するしかないのではと考えている。

②番農家は、昭和30年代以降に個人出荷によるキャベツを、次いでハウレンソウを導入し、昭和47年頃に共選のニンジン作(40a)を行った。これを経て、51年からニラを開始。ニラは、はじめの2年間は露地作のみであったが、徐々に施設作を拡大していった。現在、施設(63a)ニラ作のほか、露地作のニラ作を60a、ハウレンソウを20a行っている。農業粗収入2,800万円のうちニラが2,100万円を占めている。ニラの所得率は40%程度である。施設ニラ作の開始と前後して年間雇用を1人いれ、その後規模拡大につれ4人にまで増やしている。

借入地を含め水稻作を330a、ビール大麦180aを行っているが、米麦作は、同じ集落の施設ニラ農家3戸の共同作業で行い、ほかに稲の収穫受託作業もこの3戸の共同でこなしている(②番農家の受託分は150a)。なお、北野町で米麦作についてこうした共同作業を行っているのは、このグループの事例があるだけである。その他は賃貸借および作業受委

託も個別農家間の相対契約によって行われている。

借地を引き受けるについて、経営主はある程度、経営の危険分散を図るためとしている。これに対して、後継者(31歳)は、地域の農地を荒さないためにも借地の引受は必要と考えているし、米麦でも収益のあがる方向を模索すべきとも考えている。しかし、いずれにしても、この農家も、今後施設規模で1haまでニラ作を拡大する計画を持っており、土地利用型の営農部門の拡大を一義的に追求している訳ではない。

③番農家は、40年頃から施設(23a)の加温キュウリ作を中心とし、これに露地のハウレンソウ、ダイコン、ニンジンと組み合わせた野菜複合経営を行っていた。作業が楽と見込んで、昭和45年にパセリを開始した。はじめはトンネル作で、47年に施設(6a)を導入した。集落内のニラ施設団地に参加し、次いで55年の後継者就農を機会に現在の施設規模にまで拡大した。農業粗収入3,000万円のうち2,400万円までが、パセリとなっている。

この農家も、借地を含め、水稻300a、ビール麦300aを作付けている。ほかに稲の全作業受託が25aある。借地は4戸からであるが、面積のほとんどを占める3戸はいずれも近年頼まれて耕作することになった。

今後米麦を減らして、施設をいくらか拡大したいという。同じ集落のパセリ団地では専従者2人で130aの施設規模にまで拡大している農家があるが、この場合は米麦作は行われていない。こうした形態に近づくことになりそうである。ただし、施設の拡大に伴い、雇用の確保がネックとなりそうである。結束作業を非農家に内職として委託しているが、現状でもこの方式は、委託先が固定されない傾向がある。施設作の雇用が確保できれば米麦作もそこそこできるのであるが、現状ではやや無理があるという。

④番農家は、酪農家であったが、後継者の

就農を機会に昭和45年に野菜作に転向した。レタス、玉葱、人参、白菜などの露地野菜を手掛けたが、60年頃には軽量品目であるサニーレタスを中心とするようになった。サニーレタスは、延べで350aを作付け(実面積に対し1.5回転の作付)、収穫期は12月から翌6月にまでわたる。マルチ作による作型で、冬期収穫分についてはトンネル作となっている。ほかに野菜作はミニオクラの5a程度であるから、サニーレタスに特化した経営となっている。農業粗収入1,250万円のうちサニーレタスが1,050万円を占めている。

水稻が借地を含め150aある。7戸からと借地の件数が多いのは、農業委員をしていたことにも起因している。全てが頼まれてやっているが、大半は、ここ4年以内に開始したものである。

当面はサニーレタス中心で現状維持する意向だが、面積がまとまれば借入れについて検討したい、という。今後の方針は、16歳長男が就農するかどうかで決まる。現状の問題点は、露地野菜中心の作付けであるため、価格の変動が大きいことである。

⑤番農家も、昭和40年代からニンジン、ホウレンソウ、ネギ等の露地野菜作を行っていたが、平成2年に農業大学校を出た後継者が、施設ラディッシュ作を開始した。施設の導入に際しての資金は後継者対策資金に依存した。施設面積規模は23aと比較的小さいが、ラディッシュは年6回作行われている。トンネル作ニンジン、ホウレンソウ、水稻(100a)等を含め、農業粗収入は1,100万円(うち野菜で1,000万円)である。施設は、労力的には50aまで拡大の余地があり、当面は33a程度の規模を目指している。

施設ラディッシュは同じ集落では2戸が先に取り組んでいるが、この集落の農家60戸のうち30歳代までの若手農業後継者がいるのはこの農家だけである。また、この集落が含まれる地区(大字)でも、既に、農業後継者がい

るのは施設農家だけという状況となっている。現在集落では、基盤整備が実施中であり、これが終れば農地の流動化が促進される見通しであるが、上述のようにさなぎだに少ない若年農業者層が施設作に傾斜する中で、米麦作の担い手が不足する状況が予想される。これに対処するには集落営農が必要ではないか、この農家はこう指摘している。

⑥番農家は、現在の経営主が就農する以前の昭和45年頃から野菜作を開始している。レタスのほかニンジン、ホウレンソウ、ゴボウ、白菜など種々の作目をてがけた後に、57年頃からサニーレタスを中心とした経営となる。農業専従者が経営主夫婦の2名しかいないためか、同じくサニーレタス作を行っている④番農家よりも収穫期を10月から翌年の6月初旬までと長くとり、作期を分散させて、延べ2haの作付面積となっている。サニーレタスはレタスより回転が早くて収入が良いため導入した。ほかに雨よけホウレンソウ60a、白菜50a、キャベツ20aの野菜と水稻作80aを行い、農業粗収入820万円でうちサニーレタス400万円となっている。

農業者大学校に在学中の長男19歳が、就農予定であるが、この後継者は施設作をする可能性が高い。露地野菜中心の経営を続けるとすれば、5haまでの経営面積へと規模拡大したいと考えている。

(2) 集落レベルでの農業担い手の存在状況

若手農業専従者のいる経営の実態は、以上のようなものであるが、それらが集落全体の中でどのように位置づけられるのだろうか。農業の担い手の存在状況を整理する上で、あわせて検討すべき課題であろう。

先に第2表で紹介した個別農家が属する5つの集落を事例に、この問題に接近していくことにしたい。まず、それぞれの農家構成をごく簡単にみてみれば、次のようである。CおよびE集落は町内で施設園芸作を中心に専業

的農家が極めて多くいるという点では、町内でも例外的な農家構成となっている。例えば、E集落については、農家32戸のうち、専業農家が19戸、第1種兼業農家が7戸と農業を主とする農家が多く、12戸までが2人以上の男子農業専従者がいる農家である（1990年センサス）。最近では、ミツバ作など施設作を拡大し、2,000～3,000万円前後の農業祖収益をあげる農家が層をなして存在するに至っている。

その他の3集落については、二世代男子農業専従者のいる農家割合などからみた担い手の構成は、町平均に近い集落である。ここでは、むしろこうした性格の集落について、より立ち入った検討を行いたいと思う。事例としてとりあげるのは、AおよびB集落である。

A集落（第2表②番農家の属する集落）は、町の西部にあって、筑後地域の中核都市である久留米市まで車で30分未満で行ける所に位置しているため、兼業条件は町の中でも恵まれている。そのためか兼業に傾斜する農家が多いが、一方では施設園芸作を経営の基幹部門とする専業農家も一定の層として存在するという集落である。また、前述のように施設ニラ作農家3戸によって米麦作借地の共同作業が行われており、農地の流動化率は町で最も高い集落であるという特徴を持っている。

一方、B集落（同①、④番農家の属する集落）は、町の東端部にあって、久留米市までは1時間弱とやや遠い。兼業の形態もA集落がいわゆるサラリーマン層である恒常的勤務者が主体であるのに対して、造園業や大工といった自営兼業の割合が高い。こうした違いはあるものの、A集落同様に専業的農家も比較的存在して、農地の流動化率も高いという点で共通している。

以下A集落を中心に、これとB集落を対照させながら、世帯員就業形態、耕地、経営作目などの面に注目しながら、農家の構成をみていくこととしよう。第3表を参照されたい。この表は、A集落農家45戸について、男子の

農業労働力が充実している順に上から配列している。下記のように、4つの類型に分けることができる。

(i)40歳代までの若手の男子農業就業者のいる農家：No.1～8（うち、No.1～5は二世代の男子農業就業者がいる）。

(ii)50から70歳代の男子農業就業者がいる農家：No.9～22。

(iii)休日程度には就農する補助的な男子農業従事者がいる農家：No.23～35。

(iv)補助的な男子農業従事者もいない農家：No.36～45。

なお、(iv)層のうち、No.40～45は、最近まで農家であったが、農地を全て貸付けるに至り、調査時点では既に土地持ち非農家となっている世帯である。また、農業就業者とは、ここでは通常就業の形態が農業であるものとした（したがって、農業専従者よりは、農業従事の程度が少ない者を含む）。

まず、上に示した農家層ごとの性格を年齢構成の面からみてみよう。(i)層と(ii)層は、60歳代を中心とする高齢農業就業者のいる農家である点が共通している。彼らが、この町で本格的に野菜作を導入し、担ってきた初代の年齢階層にあたるだろう。このうち、農業の後継者がついたのが(i)層であり、つかなかったのが(ii)層である。

(iii)および(iv)層は、男子農業就業者のいない農家であり、前者は補助的な男子農業労働力を抱えているが、後者は抱えていない点で区分している。いずれも世帯主は、多くが農外就業を中心とした就業形態となっているが、彼らの年齢層が50歳代に集中している点に特徴がある。(i)、(ii)層が60歳代に集中しているのと比較して、彼らは、やや若い年齢層に属する。北野町で野菜作が拡大されていく昭和40年前後に20歳代だった世代である。彼らの場合は、その時期には既に農外の就業条件が整備されており、農業よりは兼業へと傾斜していったことになるのだろう。

表3 調査A集落の農家構成（平成5年）——男子就業形態・耕地・作物——

農家 No.	就業形態（男子） ¹⁾						経営耕地面積 ²⁾ （水田のみ：a）			米麦以外 ³⁾ の 作物
	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	計	自作	借入	
1		○			○		455	218	237	ニラ 124 a
2		○			○		211	173	38	ニラ 44 a
3			○			○	390	71	319	セリ 78 a
4			○			○	305	142	163	サンショ・野菜 51 a
5			○			○	239	159	80	ニラ 102 a
6		○					182	182		柿 70 a
7			○				426	161	265	ニラ 91 a
8			○				421	164	257	ニラ 122 a
9	×			○			149	114	35	
10	×			○			105	105		オクラ 11 a
11		×			○		186	186		セリ 54 a
12		×			○		143	143		
13		×			○		141	87	54	
14		×			○		118	87	31	オクラ 44 a
15		×			○		114	114		
16		×			○		89	69	20	ニラ 20 a
17		×			○		74	58	16	
18		×			○		74	74		
19			×			○	117	117		オクラ 8 a
20			×			○	104	104		
21			×			○	90	90		オクラ 12 a
22			×			○	68	68		オクラ 7 a
23	×			△			(171)	(171)		
24			△				138	66	72	
25		△					(122)	(122)		
26				△			117	107	10	
27				△			107	107		
28			△				100	100		
29			△				96	96		
30			△				70	70		
31	×			△			(54)	(54)		
32	×			△			54	54		ニラ等 19 a
33				△			48	48		
34		×			△		43	43		
35			△				35	35		
36	×						100	100		ニラ等 24 a
37		×					68	68		オクラ等 17 a
38	×			×			47	47		
39			(高齢単身：82歳)				(53)	(53)		
40				×			<34>	<34>		
41				×			<36>	<36>		
42				×			<58>	<58>		
43		×					<61>	<61>		
44							<67>	<67>		
45				×			<87>	<87>		

出所：「平成5年度転作実施計画書」（北野町），および集落代表農家からの聞き取り調査により作成。

- 注. 1) 同居世帯員のみ。○は通常の就業状態が農業である者（農業就業者），△は農業補助（休日程度の就農），×はほとんど農業に従事しない，20代は20歳代の意（以下同）。年齢階層は，一部経営主の年齢から推定（世代差を30歳でカウント）した。
- 2) 借入は，農地法による賃貸借，利用権設定による部分のみ。（ ）は主要作業を委託，ないし耕作放棄，< > は，事実上の貸付であり，土地持ち非農家。
- 3) 主な転作作物を掲示，農家によっては，他に冬期の作付を中心とする転作にカウントされない作物がある。アンダーラインは，施設作を主体とする。

第3表を集約して整理した第4表には、あわせてB集落の農家構成も示している。B集落の場合は、A集落と比較して、施設農家が少ない、(ii)層の男子農業就業者は70歳代が厚い、といった特徴があるが、男子農業労働力保有状況からみた基本的な農家構成は、ほぼ同じであるとみていいだろう。

ここで、前節での検討も踏まえ、この2つの集落の農家構成のあり方を捉えながら、野菜作および稲作、双方の担い手の存在状況をみれば、次のように整理することができる。

①若手の農業担い手のいる経営は、先代が導入した野菜作を引続き行なっている。後継者の就農を機会に集約化をすすめ施設園芸へと移行した経営が多く、施設園芸作を担っているのは、基本的にはこれらの農家層である。その一部は近年、年雇に依存する小企業農としての性格を持つに至っている。

また、第4表に示したように、集落農家の水田借地のほとんどが、この経営層に集中し

ている。農地の引受け手としても、大きな役割を担っていることになる。しかし、この点では先の個別経営の事例でもみたように、積極的に土地利用型営農の展開が図られてきた結果として、借地層が形成されたという訳ではない。むしろ、担い手が欠落している農家から頼まれて（場合によっては、やむなく）借地するという形態の方が多いとみられる。この農家層は概して施設作の拡大を指向する傾向にあり、その過程では、今後、土地利用型営農の担い手としての役割は後退する可能性が高い。

②農業後継者はいないが、60、70歳代の男子高齢者によって担われている経営は、比較的層が厚い。その意味でも、この農家層は、なお水田複合野菜作の担い手として重要な位置を占めている。しかし、野菜作は露地野菜にとどまり、経営主が高齢化するに伴って漸次その野菜作も規模を縮小せざるをえない動向にある。小面積を借り足している農家もあるが、借地の引受け手としては後継者のいる

表4 園芸作の導入および水田借入れ状況——男子農業労働力保有状況別——

(平成5年、北野町A、B集落)

男 子 農業労働力 保有状況			A 集落 (耕地経営面積：75.6 ha)			B 集落 (耕地経営面積：64.9 ha)		
			戸 数		水田借入れ 面積 (戸数) ha	戸 数		水田借入れ 面積 (戸数) ha
			計	園芸作 ²⁾ (施設作)		計	園芸作 ²⁾ (施設作)	
就業者が いる	49 歳以下がいる うち 2 世代就業	(i)	8 5	8 (7) 5 (5)	13.6 (7) 8.4 (5)	7 4	7 (4) 4 (2)	7.7 (5) 4.0 (2)
	50 歳代 1 人	(ii)	2	1	1.6 (7)	4	4	1.6 (6)
	60 歳代 1 人		8	3 (2)		9	4	
	70 歳代 1 人		4	3		13	5	
い な い	補助者がいる	(iii)	13	1	0.8 (2)	18	3	0.2 (1)
	補助者もない うち土地持ち非農家	(iv)	10 6	2 (1) —	— —	11 7	— —	— —
合 計			45	18 (10)	16.0 (16)	62	23 (4)	9.5 (12)
平成 2 年 (参考)			50	? (11)	11.6 (13)	62	? (5)	6.0 (9)

出所 表3と同じ。(参考)は1990年農業センサス「農業集落カード」による。

注. 1) 本文参照。

2) 施設作は園芸作のうち数。

経営と比較すれば、その役割は大きくはない。

③男子農業就業者を欠く農家層は、当初から野菜作の導入に積極的でなかったと推測されるが、現在では水稻作からも後退という傾向が現れてきている。このうち休日程度とはいえ中年男子層が就農している農家の場合は、水田の一部を貸付けたり、作業を委託するなどの対応を含めて、なお水稻作はある程度まで維持されてはいる。これに対して、そうした男子補助労働力も欠く農家の場合、ごく少数は婦人労働による園芸作を行なっている事例もあるものの、総じて非農家化への動きが顕著となっており、水田の貸し手は、この層に集中するところとなっている。

5. 市町村・農協の農業振興に向けた取り組みと担い手の育成政策

これまで紹介してきたように、北野町は野菜作を中心に農業展開してきたといっていだろう。したがって、町ならびに農協の農業振興といえば、野菜作振興を基本とし、農業の担い手対策も、野菜作の担い手問題として捉えられている。先にみたように、野菜作であれば年間通して就農できる産地・流通体制は既に確立している。そうであれば、町の農業行政として一番力を入れるのは、野菜作農家の経営の安定に資する対策ということになる。

町の農業振興ないし農業担い手育成事業の主軸は、国および県の野菜価格安定事業への加入であり、そのための造成金支出額が農業予算では最大の比重を占めている。国の制度による「特定野菜」には青ミツバ、春キャベツが指定されており、町の造成資金負担額は平成4年度で316万円である。県の制度による「野菜集団産地」には平成2年度の時点で12品目が対象となっており、1,413万円の造成金負担額を支出している。北野町の場合は、多品目少量型の産地であるため国の制度に乘

ることのできる品目が限られることになり、それだけ県の制度に依存する傾向が強くなっている。北野町は、県の制度を最もうまく利用した産地であるともいえる。平成3年には北野町の加入品目は16品目にまで拡大しており、県内市町村の中で最も多い品目数となっている。

北野町の野菜作は、単に品目数が多いだけでなく、前述のように性格の異なるいくつかの農家層から担われている。これら野菜作農家を支援していく政策としては、より多くの野菜品目を価格安定制度の網ですくい上げることが、最重視されているのである。また、価格安定制度の加入に際しては、農業団体(農協)からの造成金の負担も義務づけられており、その面でも町と農協の連携が必要となっている。

その他の農業の担い手策としては、大きく取り組んでいる施策があまりないというのが、北野町の特徴でもある。ただ、後継者対策として次の制度が挙げられる⁶⁾。昭和42年に制定された「北野町農業自営者育成資金給付条例」に基づく事業である。農業高校に進学し、将来農業(ないし農業関連業)に専従するものに給付金を支給する奨学金制度(現行で年額8万円の給付)である。対象となったのは、昭和42年から平成5年で延べ86名(実数29名)にのぼる。平成5年度も8名が対象となっており、新規就農者となることが期待されている。

なお、施設園芸作の導入・拡大のための補助については、最近では前述の県単事業である「高収益園芸農業確立対策」が期待されている。事業を希望する農家が多く集まり、事業規模が大きくなれば補助率も高くなる。町に対して、そうした面での調整が望まれるところとなっている。

ところで、町では、農家グループなどから寄せられる大型農業機械の導入計画などに対して、助成希望がなされればその都度検討す

るという対応をとっている。役場のスタッフが少ないという状況では、この方が柔軟な対応ができるメリットがある、という。

こうした申し出が多くないところにも、土地利用型営農対策をどう仕組んでいくかの困難さがありそうである。この米麦作を中心とする土地利用型営農について、この担い手をどうするか、それが、問題であるとの認識はあるものの、これも取り立てて対策が講じられているわけではない。とはいえ、北野町では、平成5年、カントリーエレベーターが、県内でもかなり遅れてではあるが設置された。この施設の運営と関連させて米麦作の組織的な対応を考えていくことになるというのが、具体的な構想はこれからという段階である。

町の農政担当者は、こう述べている。専門的な野菜作で満足できる所得があがる農業が展開している中で、とても米麦作では引合いそうにない、しかも米価引き下げ圧力のある中で、きちんとした営農計画を農家に提示することは容易ではない。米価が下がった状況での稲作展開の実験とも言える他用途利用米の作付けが当町では多い。しかし、これも最近では農家は収益があがらないとして、敬遠ぎみである、と。

また、利用権設定による農地の流動化率は北野町の場合、10.5%（平成4年12月、県平均は8.5%）であり、比較的高い。昭和63から平成元年にかけて、役場が農協と協力して、それまで多かった作業受委託から、これを賃貸借へと誘導した成果でもある。しかし、最近では受け手が手一杯の状態となり、農地の流動化は頭打ちの見通しであるという。利用権設定以外の部分を含めて、実質5haを超える規模の経営は、10戸程度にとどまっている状態でもある。なお、小作料は実勢で10a当たり3万円程度（野菜作の栽培目的では一部10万円）である。

園芸作を縮小してまで米麦作を拡大する農家が出てくることは、期待できない。したが

って、改めて土地利用型営農部門をどうするのか、北野町にとって、大きな問題が提示されているといえよう。

6. おわりに

これまで、北野町における農業展開と農業の担い手の存在状況についてみてきた。最後にこれらを概括した上で、担い手の確保を考える上で、問題となるべき論点を整理しておきたい。

上ではあまり触れなかったが、北野町では、現在、3つの地区で県営圃場整備事業が進行している⁶⁾。町のおおよそ北半分の水田が整備の対象となっており、町の農業展開に与える影響も大きい。整備事業と平行して、排水改良事業が行われており、それまで、粘土質のため野菜作の導入が遅れていた町北部を中心に野菜振興に弾みをつけるところとなっている。排水の改良された圃場に施設団地を設置するという方式などがとられている。最近では、これに前述の「高収益園芸農業確立対策」による施設設置補助事業を付加することが想定されている。

こうした背景もあって、施設面積が昭和60年の28haから平成2年の46haと増加していた動きが、最近ではさらに加速しているのは確実とみられている。施設面積の拡大は、施設農家数の増加よりも既存導入農家の施設面積規模拡大による部分が大きい。このため、一部の施設農家では年雇に依存した経営へと展開していることは既にみたとおりである。昭和50年代末には、既に町の野菜生産額のうち施設による部分が露地のそれを上回っており⁷⁾、さらに施設園芸に特化した産地として展開を遂げつつあることになる。

これに対して従来型の露地野菜作は、農業後継者を欠いた経営で中高年齢層によって担われている。さきに指摘した他産業に就いている後継者層の農業への呼び戻しも、主にこ

これらの農家を想定したものと考えられる。前述E集落での厚い農業の担い手層の確保も、若手の離職就農者層を比較的多く含んでいるためであるという。その場合でも、経営は、やはり施設作へと転換している。後継者が確保されたにせよ、露地野菜作は、やはり後退せざるを得ないのである。今後、こうして、野菜作農家の分化が進むことになる。こうした状況を踏まえ、施設作と露地作の両者の展開をにらみながら、これからの野菜作農家の担い手と産地のあり方が模索されなければならないことになるだろう。

野菜作農家が、米麦作を中心とする土地利用型営農の担い手でもあった。しかし、野菜作が以上のような展開をすることが見込まれる状況の下で、今後、土地利用型営農の担い手として、多くを期待することは困難であろう。野菜作と米麦作との担い手を分離して考察する時期へと移行しているのでないのだろうか。一部の調査農家は米麦作について、兼業農家を含めた集落営農の展開の必要性を指摘している。現在進行している基盤整備との関連で、土地利用型営農の担い手をどう確保していくか、今後の展開に注目したいところである。園芸作を中心とした経営によって担い手を確保していくという農業展開の方向性が、県全体に共通するとすれば、一方で、土地利用型営農についての担い手をどう措定していくのか、これもやはり共通する課題であろう⁽⁸⁾。

(香 月 敏 孝)

注(1) 「主要農業地域における農業の担い手と担い手育成対策」第2章(『農総研季報』No.17,

平成5年3月)を参照されたい。

- (2) 基幹的農業従事者のうち39歳以下の占める割合(平成2年)は、北野町で16.7%であり、都府県平均10.7%、福岡県平均13.7%よりも高い。また、都府県の全市町村(ただし、基幹的農業従事者が100名未満を除く)3,000余のうち、同割合は350位となっている。北野町は、都府県レベルでみて、かなり若手の農業担い手が確保されている町であるといえよう。
- (3) 吉田喜一郎『多品目少量型野菜産地』(『日本の農業』145, 農政調査委員会, 昭和57年)を参照されたい。
- (4) ただし近年は、多品目供給に伴い物流コストがかかる点が反省され、品目の絞り込みが模索されるところとなっている。転作対応の意味もあり、重量野菜であるキャベツの作付を拡大する計画(5年後には現状の10haから25haへ拡大)も進められる状況ともなっている。
- (5) ほかに、昭和41年に開始されている「農業後継者県外先進地農家留学研修事業」(財全国農村青少年教育振興会幹旋事業)がある。県外優良農家へ3ヵ月間の研修、旅費実費を補助するものである。40年代には施設作先進農家を中心に派遣の実績あるが、近年はむしろ当町が先進地となり、研修生を受け入れる産地へと変化するに至り、実績は多くない。
- (6) 「北野東部」(事業年次:昭和61年~平成6年, 事業規模:107ha), 「北野中部」(同, 昭和63年~平成10年, 218ha), 「北野北部」(同, 平成2年~平成11年, 348ha)。
- (7) 『北野町農業振興地域整備計画書基礎資料』(北野町, 昭和62年4月)による。
- (8) 県の土地利用型営農の振興施策としては、前述の事業があるが、ほかに、集落営農特別推進事業が行われている。これに基づく『集落営農組織育成管理マニュアル』が策定されており、県としても集落営農の振興について一定の取り組みが行われている。